資料２

（電動車イス）

工業標準等調査審議報告書（制定・改正）

制定・改正の別

改正

工業標準案(制定)・日本工業規格の改正案(改正)の番号及び名称

規格番号　　JIS T9203
規格名称　　電動車いす
改正の場合、現行規格名称　　電動車いす
[団体規格を基礎とした場合は団体規格番号及び名称]

主務大臣

経済産業大臣専管

制定・改正の内容等に関する事項

・制定・改正の必要性及び期待効果

製品事故情報報告・公表制度（消安法）に基づくハンドル形電動車いすの重大製品事故の報告を受け，ハンドル形電動車いすの利用形態と利用者の特性を考慮した製品の安全対策を緊急に行う必要に迫られ、ハンドル形電動車いす単独のＪＩＳ規格を作成することとなった。そこで，この規格からハンドル形に関する規定を取り除く必要があり，今回の改正を行うこととする。

・規定項目又は改正点

主な改正点は，次のとおりである。
・適用範囲　ハンドル形電動車いすを削除。
・構造　身体指示部などは安全をそこなってはならないと規定していたが，箇条９の外観と重複するため削除。
・駆動部　走行中外れてはならない規定は，走行耐久試験で検証するため削除。
・車輪，フレーム　走行耐久試験で検証するため，削除。
・附属品　後方反射器は自転車用の反射器のＪＩＳだけを参照していたが，自動車用の反射器においても同等以上の性能が保障されるため引用するＪＩＳを追加。
・放電後のバッテリに対する安全性　放電後のバッテリの状態を得る方法を現実的な方法に改正。
・連続走行距離測定試験　ＩＳＯに合わせて，バッテリを活性化した後に試験をしてよいと規定。
・耐水性能試験　耐水性を要求するユニットを車いすに装着して試験をするのは困難なため，装着と同等な状態での試験を認める規定に改正。
・取扱説明書　表９の参考例から，試験法の規定のない事項を削除。
・斜面上での旋回　最高速度で走行させ最小回転半径方向へ左旋回させる規定だったが，ＩＳＯに合わせて，最高速度で走行させず最高出力状態で旋廻させる規定に改正。

原案作成に関する事項

原案作成機関名　　日本福祉用具・生活支援用具協会
特定標準化機関以外
財団法人　日本規格協会
特定標準化機関以外

・原案作成区分
法１２条による

日本工業標準調査会の審議に関する事項

・部会名：(部会長：)

・専門委員会：高齢者・障害者支援（専門委員会長：山内　繁）

・審議経過

WG 議決年月日	年　月　日
専門委員会議決年月日	平成２１年１０月　８日
部会議決年月日	年　月　日

・審議中問題となった点

国際流通への影響に関する事項

・対応する国際規格及びそれらの規格との整合性

国際規格番号	ISO 7176-1	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-10	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-11	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-13	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-14	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-15	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-2	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-22	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-26	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-3	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-4	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-6	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7176-8	整合性	ＭＯＤ
国際規格番号	ISO 7193	整合性	ＭＯＤ

・既制定の類似・関連 JIS との関係
無

・関連する強制法規

名称	道路交通法
被引用の有無	無

・関連する公共調達基準
無

・工業所有権等知的財産権
無